

千葉商科大学同窓会宮城県支部石巻瑞穂会会則

第1条（名 称）

本会は千葉商科大学同窓会宮城県支部石巻瑞穂会と称する。

第2条（目 的）

本会は宮城県支部と常に連絡を取り合い支援協力のもとに、石巻地域会員相互の親睦を基調とし連携の輪の拡大に努め、母校建学の精神の昂揚と発展に寄与すると共に県支部のますますの発展と充実に協力することを目的とする。

第3条（事務局）

本会の事務局は石巻市に置く。

第4条（事 業）

本会は県支部会則に準じて行い、県支部の下部組織（ブロック）として全面的な支援協力と、会員の親睦並びに情報交換を旨とする事業を行う。

第5条（会 員）

県支部会則に準じて構成する。

第6条（役 員）

(1) 本会に次の役員を置く。

会長1名 副会長若干名 幹事長 事務局長 会計幹事

常任幹事若干名 顧問若干名

(2) 役員は総会において会員の中から選任する。

(3) 役員の任期は2年とし、留年を妨げない。

第7条（職 務）

(1) 会長は本会を代表し、会の運営を総理する。

(2) 副会長・幹事長・事務局長・会計幹事・常任幹事は、会務担当を業務とし、会長を補佐すると共に会長に事故あるときには、これを代行する。

第8条（会 議）

(1) 本会は年1回総会を開催する。ただし、必要な場合には臨時に会を招集することができる。

(2) 総会は会長が招集する。

第9条（会 費）

(1) 本会の経費は会合会費、寄付金、県支部からの助成金その他の収入をもってこれに充てる。

(2) 石巻瑞穂会としての年会費は¥1,000とし、上記(1)で運営する。

(3) 上記(1)の残金は、千葉商科大学同窓会宮城県支部石巻瑞穂会としての口座を石巻信用金庫に開設する。

第10条（会費の使途）

通信費・消耗品等・会報発行・役員会議費・慶弔費に充てる。

なお、慶弔費については別途定める。

（付 則）

(1) 本会則は平成28年5月14日より実施する。

(2) 本会則の改定は、第8条の手続きを経て総会において出席会員の同意を得て決する。

(3) 本会則に定めのない事項については、第8条により定める。

千葉商科大学同窓会宮城県支部石巻瑞穂会

石巻瑞穂会事務局

石巻市南中里2丁目6の4

TEL&FAX 0225(23)1064